

大阪広域環境施設組合電力の調達に係る環境配慮実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪広域環境施設組合電力の調達に係る環境配慮指針に基づく競争入札の実施に際し、必要な事項を定める。

(環境評価項目)

第2条 電力の調達に係る環境配慮における環境評価項目は、大阪市において定められた環境評価項目（下記項目）を大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）においても適用する。

<大阪市・環境評価項目>

(基本項目)

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況

(加点項目)

- (4) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
- (5) グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量

(入札参加資格)

第3条 入札参加資格のうち環境配慮に関する項目については、次のとおりとする。

- (1) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に規定されている電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて情報の開示を行っていること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示しているものとみなす。
- (2) 前条に定める各環境評価項目について大阪市の定める基準に基づき算定した評価点の合計が70点以上あること。

(グリーン電力証書の本組合への譲渡)

第4条 前条の評価結果が70点に満たない電気事業者については、入札の都度、第2条(5)に定める大阪市の環境評価項目について、大阪市の定める基準により算定した評価点を加点し、その結果70点に達した場合は、本組合入札参加資格のうち環境配慮に関する項目について基準を満たしたものとする。

なお、この場合における「調達者」の部分は「大阪広域環境施設組合」と読み替えるものとする

- 2 入札参加の意思があり、グリーン電力証書の本組合への譲渡を予定する電気事業者は、「グリーン電力証書の大阪広域環境施設組合への譲渡予定量報告書」（様式1）を、本組合事務局長へ提出するものとする。
- 3 様式1を提出することにより第3条に定める入札参加資格を得た電気事業者が落札した場合は、速やかにグリーン電力証書を本組合に無償譲渡するものとする。

(その他)

第5条 本要領により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、本組合事務局長が定める。

(事務処理)

第6条 本要領に係る事務処理等は、本組合総務部経理課において行う。

附則

この要領は、平成28年1月19日から施行する。

附則

この要領は、平成30年12月25日から施行する。

附則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

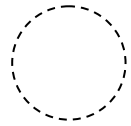
様式 1

令和 年 月 日

グリーン電力証書の大阪広域環境施設組合への譲渡予定量報告書

大阪広域環境施設組合 事務局長 様

郵便番号
所在地
商号または名称
代表者職・氏名



令和 年 月 日入札公告の「 (調達案件の名称) 」に係る入札参加資格確認関係書類となるグリーン電力証書の大阪広域環境施設組合への譲渡予定量について、次のとおり提出します。

なお、落札した場合には、速やかにグリーン電力証書を大阪広域環境施設組合に無償譲渡することを誓約いたします。

環境評価項目	譲渡予定量	点数
グリーン電力証書の大阪広域環境施設組合への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	kWh (%)	点

この報告書に関する問い合わせ先	担当部署：
	担当者名：
	電話番号：

※報告書提出先：大阪広域環境施設組合総務部経理課